

公開会社法についての会計学的考察 – 上村学説の検討を通して –

西 森 亮 太

An Accounting Study on The Koukai_Kaishahou
: Through the Examination of Uemura's Theory

Ryota Nishimori

1. はじめに

日本の会計制度は、商法・会社法会計、金融商品取引法会計（証券取引法会計）、税法（法人税法）会計の3者によって構成されるトライアングル体制である。元来3者の中でも商法会計を中心としていたが、2001年、2002年の商法改正、2005年の会社法制定を契機として、商法会計中心から金融商品取引法会計（証券取引法会計）中心へと、トライアングル体制が変容して今日に至っている¹。

金融商品取引法会計中心へとシフトした、トライアングル体制の変容の要因は、国際会計基準（IFRS）や米国会計基準（US-GAAP）による会計グローバル化の影響である。つまり会計の分野においてもグローバル化の例外ではあり得ず、商法会計から金融商品取引法会計へ、大きく変化したのである。

このような商法・会社法と金融商品取引法（証券取引法）との関係に着目し、会社法と証券取引法を一体化した「公開会社法」（公開株式会社法）の制定を提起したのが、商法学者である上村達男早稲田大学名誉教授である。50年ぶりの大改正であった、2002年の商法改正を受けて、上村はグローバル社会に適った法制度として、公開会社法の構想に至った。そして上村学説を参考に、日本取締役協会が2007年9月に「公開会社法要綱案11案」として公表した。

そこで本論文ではまず、上村の公開会社法および日本取締役協会の公開会社法要綱案11案について、会計規定に関する部分を中心に取り上げて検討する。公開会社法の「公開」とは、情報開示、会計ディスクロージャーに関わる重要な論点である。誰に対する公開なのか、ステークホルダー論にも言及しつつ、ドイツやフランスの動向も紹介しながら、公開会社法に基づく公開会社法会計の是非について、考察したい。

2. 公開会社法とはなにかー上村学説の検討

それでは公開会社法とはなにかについて、上村の名著である『会社法改革－公開株式会社法の構想』（岩波書店、2002年）と近著である『会社法は誰のためにあるのかー人間復興の会社法理』（岩波書店、2021年）を参考に検討する。

公開会社法構想に至るまでの背景として、上村は「50年前に日本は、「財閥解体－株式放出－独禁法制定－証券民主化－証券取引法制定－株式会社法大改正」といった一連の改革を行ったが、これはまさしく、証券市場を活用する株式会社法制の確立を目指すものであった。それから50年後、「バブルの崩壊－日本版ビックバン－金融システム改革－公開株式会社法改革」という一連の流れは、50年前に確立しようとした理念を再確立しようとする動きである」ⁱⁱと述べている。そして商法と証券取引法との関係について「同質だが峻別」ⁱⁱⁱという発想において「会計理論は、商法・証券取引法同質論の下で、会計慣行の名において商法との異質性を強調しつつ、会計理論の拠り所となる証券取引法との一体性に疑問を挟まず（商法と同じ「法」なのであるが）、会計の目的を投資者保護とすることに不自然さを感じてこなかったようであり、ともに基本的な理念が変貌を遂げつつある商法と証券取引法の間であって、会計と法との距離感を図りかねているように感じられる」^{iv}とする。そこで「会計理論としては法的ルールとはいえない公正な会計慣行の名において商法との関係で「会計と法」を論じていれば足りた時代が去ろうとしている。証券市場にとって、ひいては証券取引法の法目的に適う証券法会計との関係で、「会計と法」を論じなければならない状況にある」^vと論じている。

以上より、公開会社法（構想）は「会社法」という名称ではあるが、商法（商法会計）ではなく証券取引法（証券取引法会計）優位の考えに基づくものであり、形式的には会計グローバルズムに則したものであると言わざるを得ない。

それでは公開会社法の構想の概要について、上村の説明に従って確認してみたい^{vi}。

- ①公開会社法という単独立法ではなく、会社法に「有価証券報告書提出会社の特例」を設けるのが現実的である。
- ②株式・社債等に係る金商法上の情報開示・会計・監査等の規定は、有価証券報告書提出会社については会社法に規定があることを明文化する。
- ③金商法の財務諸表や公認会計士・監査法人といった概念を会社法上のものとして受け入れる。
- ④課徴金等、金商法上の行政規定に基づく概念も会社法上に取り入れる。
- ⑤株式市場ないし投資家概念等は、会社法と金商法との制度の分化をはかる。
- ⑥会社法上の新株発行の差止め等、申し立て関係の会社法と金商法との一体化。
- ⑦金商法違反行為の私法上の効力について（公序良俗とするか否かの事案ごとの判断）。
- ⑧会社法、金商法それぞれを管轄する法務省と金融庁との意見調整の場の必要性。
- ⑨公開会社法の短期的な改正作業と中長期構想等の構築の担い手について。

以上をみるに、①では会社法の中に「有価証券報告書提出会社の特例」を規定するとしているが、これはあくまで日本取締役協会の「公開会社法要綱案11案」の内容に則しているものであり、従前の「証券取引法の情報開示は公開会社法上の情報開示とみなす、証券取引法の計算に関するルールは公開会社法のルールである、証券取引法上の監査は会社法上の監査である」^{vii}という考えと相違ない。よって会社法と金商法とを一体化し、金商法の内容を基本とする公開会社法という上村学説は、終始一貫しているといえよう。

続いて、上村学説を具現化した公開会社法要綱案第11案について、会計規定を中心に検討する。

3. 公開会社法要綱案 第11案^{viii}について

第1章総則1.02（他の法律の適用）にて「この要綱が定める事項以外の事項については、会社法、金融商品取引法その他の会社に関する法令が定めるところに従うものとする。」とある。この点について、金融商品取引法が最重視されるが、公開会社法に関わる様々なステークホルダー間の利害調整等には、会社法に固有の意義があるとする。

第2章ディスクロージャー・会計・監査では以下のような規定がなされている。

2.01（情報開示・会計）

「①金融商品取引法が定める株式等に適用される情報開示制度は、原則として公開会社法上の情報開示制度とする。②金融商品取引法が定める会計制度である財務諸表制度は、原則として公開会社法上の会計制度とする。」

2.02（決算公告制度、株式申込証制度等の不適用）

「①公開会社については、会社法の定める決算公告制度は適用しない。②公開会社は、計算書類の備え置きを要しない。③公開会社は、合併契約、分割契約、分割計画及び株式交換契約の備え置きを要しない。」

2.03（会計基準及び様式）

「公開会社の財務諸表（計算書類）については、その用語、様式及び作成方法は、財務諸表規則その他の金融商品取引法の会計に関する規定の定めるところにより、これらの規定に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従う。」

2.04（会計監査）

「公開会社の会計監査は、金融商品取引法の定めるところによる。」

第4章企業グループでは、親会社の開示規制についての定めがある。

4.04（親会社の計算・開示）

「①親会社は、金融商品取引法の規定に従い、財務諸表及び連結財務諸表を作成しなければならない。この場合、当該親会社の子会社においても、会社法に基づく計算書類および附属明細書のかわりに金融商品取引法に基づく財務諸表を作成することができる。②親会社は、重要な子会社の財務諸表を有価証券報告書において開示しなければならない。③親会社は、その支配の状況について有価証券報告書において開示しなければならない。」

4.05（親会社の会社財産の分配）

「親会社は、財務諸表又は連結財務諸表上の剰余金のいずれか少ない価額を上限として、剰余金の分配を行うことができる。」

以上が公開会社法要綱案第11案の会計規定の主な内容である。会社法上の事業報告を金商法上の有価証券報告書に吸収して一本化するなど、公開会社法は会計制度の簡素化、効率化を図ることを目的としているといえる。しかし、会社法は専ら利害調整による分配規制を目的とし、開示規制は金商法に委ねるという、IFRSの内容にそのまま従ったに過ぎないと思われる。

それでは公開会社法の会計規定、すなわち公開会社法会計が誕生した場合、会計制度にどのような影響を与えるのだろうか。前述のトライアングル体制に基づいて考えてみたい。

4. 公開会社法会計とトライアングル体制

まず前提として、図1は商法会計中心のトライアングル体制の基本構造を示したものである。

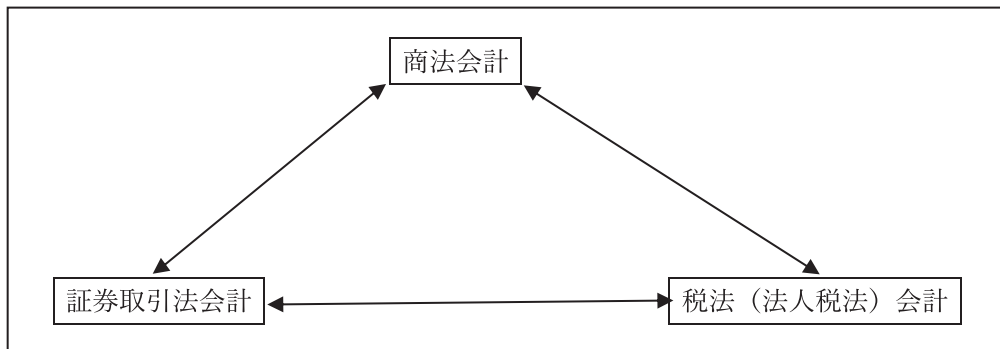


図1 商法会計中心のトライアングル体制

出所：筆者作成

次に、会計グローバルゼーションの影響を受けた現行の金商法会計優位のトライアングル体制は図2のとおりである。

会社法会計は専ら金商法会計の開示規制に従うことになる。また金商法会計と税法（法人税法）会計との関係は、主として税効果会計の適用に基づく。

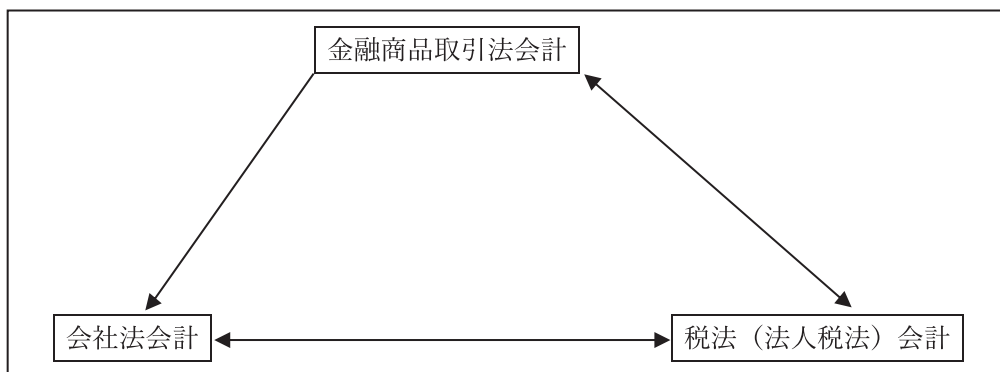


図2 金商法優位によるトライアングル体制の変容

出所：筆者作成

そして最後に、公開会社法会計中心のトライアングル体制を再構築した場合、図3が考えられる。公開会社法会計と中小企業会計との関係は、金商法会計と会社法会計との関係よりも一層希薄となり、トライアングル体制は完全に瓦解したといえよう。

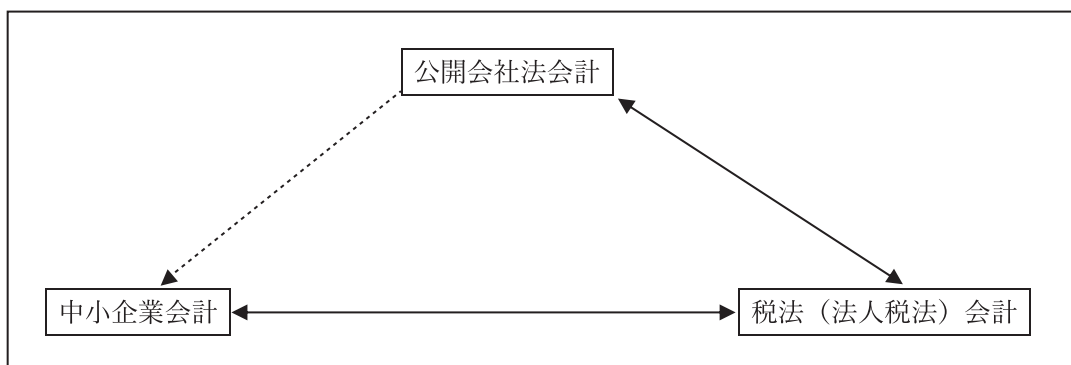


図3 公開会社法会計中心によるトライアングル体制の瓦解

出所：筆者作成

以上、図1から図2は前述のトライアングル体制の変容について、図3は公開会社法会計を想定した場合のトライアングル体制の瓦解である。以下、図3についてさらに説明する。

上村学説による公開会社法は、繰り返しになるが会社法と金商法が一体化して成立する。内容は金商法が基本であり、公開会社を対象としているため、連結情報開示を原則とする。したがって、非公開の閉鎖会社である中小企業は対象外となる。そこで図3では、金商法会計と一体化して公開会社法会計に大部分が吸収された会社法会計に代わって、中小企業会計が必要となる。中小企業会計とは現行の「中小会計指針」や「中小会計要領」（とりわけ中小会計要領）が想定されよう。公開会社法会計と中小企業会計との関係は、IFRSの影響を受けた中小指針のレベルにおいてのみ考えられる。

税法（法人税法）会計については、企業規模を問わず、基本的に確定決算基準に基づいて税額の算出が求められるため、公開会社法会計、中小企業会計双方に関係性を有すると考える^{ix}。

企業の規模によって要求される情報開示、会計、監査、内部統制等が異なるため、図3のように公開会社法会計と中小企業会計との区分は分かりやすく、変容し崩壊しつつあるとも評されているトライアングル体制の思考を脱却して、新たな会計制度を構築できるようにも思われる^x。しかし「公開」のあり方、会計ディスクロージャーについての観点から考えた場合、様々な課題が見えてくる。次に、公開会社法の「公開」とはなにを意味するのか、会計ディスクロージャーのあり方から公開会社法（公開会社法会計）についての批判的考察を試みる。

5. 「公開」について考える—会計ディスクロージャーのあり方—

5-1. 上村学説による「公開」の解釈

公開会社法は、金商法優位の会計グローバリズムの流れに則していると前述したが、短期で売買を繰り返す投資家のための情報開示を第一義的に考えたものではない。「国家の主権者である個人が「投資家としても」尊重される、そうした含意を有するのが株主主権概念である」^{xi}と上村は述べている。そして機関投資家については「どこまでも出資者ではなく、出資者のための受託者であるから、間接的ではあるが証券市場の主役は各層の市民である」^{xii}とする。すなわち「公開株式会社の理論モデルはアメリカの人民資本主義（people's capitalism）が目指すものである。ここで証券市場とは市民社会と企業社会を結びつける媒介項であり、証券会社とはそうした役割を担うべき存在ということになる」^{xiii}と上村は論じている。

さらに上村学説を持続可能性、ESGと結び付け「持続可能性は共有された価値観であること、資本市場で想定される投資家は無色の投資家ではなく「市民」であること、資本市場と企業は一体となって企業価値を高め、経済成長を実現していくことを期待されていること、が最近の傾向であるということが出来る」^{xiv}という見解がある。

「公開」の名宛人として、市民としての投資家、すなわち長期保有の個人投資家等を想定している上村学説は、戦後日本においてGHQが推進しようとしたが頓挫した、証券民主化を公開会社法の礎として捉えていると思われる。

他方で上村は公開会社法構想の政治段階において「民主党が最終的に策定した案には、最終段階で非常に杜撰な労働者代表監査役の提案が入ったことで、公開会社法全体のイメージは著しく悪化した」^{xv}と断じ、労総者参加の導入を是とした当時の政権政党である民主党の案を批判している。

しかし上村が想定する「市民」とは、投資家でもあれば消費者でもあり、自営業者でもあり、労働者でもある。したがって公開会社に労働者の参加を否定的に解することは、論理矛盾ではないかと思われる。

る。むしろ欧米諸国の会社法をみてみれば、労働者の経営参加を積極的に捉えているところが多い。そこで簡単ではあるが、まず民主党による公開会社法案について検討し、そしてドイツとフランスの例を紹介したい。

5-2. 民主党「公開会社法案」

2009年7月、当時政権政党であった民主党は、公開会社法プロジェクトチーム（顧問：峰崎直樹、平岡秀夫、座長：鈴木克昌、事務局長：大久保勉）を立ち上げた。サブプライムローン問題等にみられる、アングロサクソン型の市場主義（新自由主義）の克服として「日本が「公開会社法」（仮称）を制定することは、わが国が日本型資本主義を新しい世界標準のひとつとして押し上げる可能性を秘めて」^{xvi}いと、情報開示の徹底や内部統制の強化、企業集団の明確化を主な内容とした「公開会社法」（仮称）の制定を目指した。

現行法制の主な問題点として「会社法（裁判規範）と金融商品取引法（行政規範）が並立しており、混乱を招いている」^{xvii}と指摘している。この中には決算公告や財務諸表、会計監査等についての会計のあり方についても、会社法と金融商品取引法との間で異なる手続が存在し、不明確であるとしている。

問題点を踏まえたうえで「公開会社に適用される手続を法令で明確に定めることで、実務に役立てる」^{xviii}とし、具体的には公開会社法は、財務諸表制度等の情報開示のあり方を金融商品取引法の規定を準用するとした。また従業員の意見を反映するために、監査役の一部を従業員の中から選出することも提起した。

以上の民主党による公開会社法案は、その後の参議院議員選挙で民主党が敗北し、自民党・公明党多数のねじれ国会となったことにより、成立の日の目を見ることはなくなったのである。

5-3. 労働者の経営参加ードイツー

ドイツは西ドイツの時代から、新経営組織法（1972年）や共同決定法（1976年）の影響により、情報開示制度として、社会報告書、社会計算書、付加価値計算書が作成されている。ドイツの場合、社会関連情報の中でも特に労働者に関する報告が多く、一人当たりの平均人件費の推移や年度末の従業員数等が年次報告書に記載されている。特に共同決定法の影響は大きく、大企業、コンツェルンにおける共同決定として「経営者の権力のコントロール手段としての労働者の共同決定」^{xix}が規定されている。労働者の経営参加による労使共同決定はヨーロッパ全体に影響を与え、会社法指令133条は共同決定に関するルールを導入したのである。

5-4. 労働者の経営参加ーフランスー

フランスでは1977年に、社会責任会計が制度化された。従業員300人以上の企業は、社会貸借対照表を作成しなければならなくなったのである。「このように、社会貸借対照表が制度化されたことにより、労働者・労働組合が、直接、企業の労働条件をはじめとする種々の労働者にかんする情報を入手することが可能となった。これは、今後、経済的民主主義確立のためのひとつの手がかりとして、大いに発展することが望まれよう」^{xxi}との評価が、伊藤によってなされている。この社会貸借対照表であるが、①雇用、②報酬および付随費用、③保健衛生および社会保障状況、④その他の労働状況、⑤職業養成、⑥労使関係、⑦企業に依拠する範囲内の労働者およびその家族の生活状況の7項目は必ず明記しなければならないとされている^{xxii}。貸借対照表という名称ではあるが、非財務情報の記載も多く、統合報告書の先駆的位置付けとしても評価できるのではないだろうか。

5-5. 会社法会計の今日的意義

5-2で検討した民主党案について、会計のあり方については上村学説に倣っているように思われるが、労働者の意見を反映させようとした点は先見性を有していると言えよう。また5-3と5-4ではドイツとフランスの例を挙げて、情報開示の対象に「投資家としての市民」だけではなく「労働者としての市民」も含めるべきであると論じた。

ところで、会社法会計が分配機能しか有さず開示規制は専ら金商法が有しているからと言って、金商法と一体化して公開会社法を成立させるというのは些か性急ではないか。会社法会計にも開示規制を持たせることを検討する余地があるのではないか。具体的には以下のとおりである。

まず子会社情報の充実である。金商法は親会社情報の開示が主であり、公開会社法においても前述のとおり金商法と同様である。親会社情報だけではとりわけ持株会社であればなおのこと、企業集団における主要な子会社情報の開示の充実を図らなければ、不十分な「公開」と言わざるを得ない。ちなみに証券取引法の時代から情報開示に課題があるとの批判があったことを付言しておく^{xxiii}。

また労働者の視点から開示規制について考えた場合、投資家、株主を主とした情報提供機能と利害調整機能のほかに、労使交渉における経営側と労働側との情報の非対称性を是正するための「相対交渉支援機能」^{xxiv}が重要となる。相対交渉支援機能について醍醐は「利害が相反する当事者間の交渉で共用され、しかも、交渉の一方当事者である企業経営者が会計情報の作成者であると同時に利用者としても立ち現われる会計情報の利用形態を識別することができる」^{xxv}機能であると論じている。相対交渉支援機能は、連結ベースの金商法会計ではなく、会社法会計における会計情報によってこそ、活かされるのではなかろうか。

さらに中小企業の会計制度について、現状の中小会計指針と中小会計要領の並立を整理し、中小会計要領の会社法会計との統合を検討するなど、より一層の充実を図る必要がある。そのためには会社法上の事業報告書を有価証券報告書に纏めるのではなく、中小企業のために事業報告を発展させることを考えてもよいのではないか。SDGs、ESG情報については中小企業も無縁ではあり得ない。金商法の領域であるESG情報の開示を会社法でも行うことが望ましいと思われる。

6. おわりに

以上、上村学説の検討を通して公開会社法（公開会社法会計）について検討した。たしかに株式相互持合いのような日本的体質から完全に脱却し、さらに個々の市民が投資家であり、株主であるという証券民主化はベーシックキャピタル^{xxvi}の議論を想起させるものであり、非常に興味深いことは事実である。

しかし前述のとおり、労働者に対する情報開示に否定的な点はステークホルダー論の視点からも妥当とはいえない。また金商法と会社法を一体化して公開会社法を成立させるだけの必要性は現時点でどれほどあるのか、疑問に感じざるを得ない。むしろ会社法会計の再構築を図る方がSDGs、ステークホルダー資本主義の時代に適っているのではないだろうか^{xxvii}。

謝 辞

本論文は、新潟青陵大学短期大学部2021年度個人研究加速化助成金の成果であります。記して深謝申し上げます。

-
- i 戦後日本における商法改正の変遷およびトライアングル体制の変容については、西森（2019）参照。
- ii 上村（2002）12ページ。
- iii 上村（2002）64ページ。
- iv 上村（2002）65ページ。
- v 上村（2002）275ページ。
- vi 以下、上村（2021）193-194ページ参照。
- vii 伊藤・上村（2007）112ページ。
- viii 公開会社法要綱案第11案については、金融庁が公開している
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/s_group/siryou/20090318/08.pdf参照。
- ix 法人税法会計、確定決算基準については、西森（2021）参照。
- x 上村は、公開株式会社法会計（公開会社法会計）の導入により「悪名高きトライアングル体制のうち、証取法・商法の二辺は一体化することになる。税効果会計が普及することで三辺がすべて解消することも目前のことであろう」と論じている。上村（2000）54ページ。
- xi 上村（2002）6ページ。
- xii 上村（2002）7ページ。
- xiii 上村（2002）7ページ。
- xiv 中村（2019）11ページ。とはいえ上村自身は「近時話題のESGやSDGsを強調する動きは、人間復興の観点から大いに歓迎されるべきことなのかと言え、そう簡単な話ではない。それが企業社会のあり方や企業制度の本質的理解自体の見直しを伴わないのであれば、それは株主の属性に疑問のある者を中心とした一時凌ぎの言い訳にすぎない可能性も高い」と懐疑的である。上村（2021）197-198ページ。
- xv 上村（2021）192ページ。
- xvi 民主党公開会社法プロジェクトチーム（2010）406ページ。
- xvii 民主党公開会社法プロジェクトチーム（2010）406ページ。
- xviii 民主党公開会社法プロジェクトチーム（2010）407ページ。
- xix 正井（1990）187ページ。
- xx 高橋（2020）227ページ参照。
- xxi 伊藤（1981）38ページ。
- xxii 伊藤（1981）39ページ。
- xxiii 証券取引法が「1971年に「簡素化」というかたちで「改正」され、企業内容の公開制が大幅に後退しています。ここで直接関係ある点は、決算書に添付する「製造原価明細書」の形式が変化したことです。つまり企業の原価を一定期間の材料費、労務費、経費とにわけた総原価だけを示せばよいことになったことです。これでは単一種類の商品だけを生産しているときは別として、個別商品の原価のわからないことはいうまでもありません」との批判がある。敷田・近藤（1976）141-142ページ。
- xxiv 醍醐（2005）5ページ。
- xxv 醍醐（2005）5ページ。
- xxvi ベーシックキャピタルについては、齊藤（2006）参照。
- xxvii SDGs、ステークホルダー資本主義に適合した会計制度のあり方を提起した共同研究の成果として、小栗・陣内（2022）参照。

引用・参考文献

- 伊藤邦雄・上村達男(2007)「新春対談 ガバナンス・法・会計の今後のゆくえ」『企業会計』, 59(1), 101-114ページ。
- 伊藤秀俊(1981)「会計情報公開制度と労働組合 - フランス社会責任会計制度を通して」『賃金と社会保障』, 821, 36-41ページ。
- 上村達男(2000)「商法会計の動向 - 公開株式会社法会計のあり方をめぐって」『企業会計』, 52(2), 47-54ページ。
- 上村達男(2002)『会社法改革 - 公開株式会社法の構想』岩波書店。
- 上村達男(2021)『会社法は誰のためにあるのか - 人間復興の会社法理』岩波書店。
- 小栗崇資・陣内良昭(2022)『会計のオルタナティブ - 資本主義の転換に向けて』中央経済社。
- 金融庁(2007)「資料2(参考②) 公開会社法要綱案 第11案」(2022年2月18日)
<https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/s_group/siryoku/20090318/08.pdf>
- 齊藤拓(2006)「ベーシックインカムとベーシックキャピタル」『Core Ethics』, (2), 115-128ページ。
- 敷田礼二・近藤禎夫(1976)『原価公開 - 経済民主主義への布石』新日本出版社。
- 醍醐聰(2005)『労使交渉と会計情報 - 日本航空における労働条件の不利益変更をめぐる経営と会計』白桃書房。
- 高橋英治(2020)『ヨーロッパ会社法概説』中央経済社。
- 中村直人(2019)「公開会社法の今後の進展 - 持続可能な世界の構築のために」尾崎安央・川島いづみ・若林泰伸編『上村達男先生古希記念 公開会社法と資本市場の法理』商事法務。
- 西森亮太(2019)「商法・会社法会計と金融商品取引法会計との関係についての批判的考察 - 商法改正およびトライアングル体制の変容を通して」『商学研究』, 13, 1-18ページ。
- 西森亮太(2021)「商法・会社法会計と法人税法会計との関係について - 確定決算基準の今日的意義」『新潟青陵大学短期大学部研究報告』, 51, 127-136ページ。
- 野間敬和(2010)「第34回法令ニュース 民主党の公開会社法」『プロパティマネジメント』, 11(1), 66-68ページ。
- 正井正作(1990)『共同決定法と会社法の交錯』成文堂。
- 三宅伸吾(2010)「最新労働事情解説 公開会社法構想の動向 - 監査役への従業員代表選出義務化(民主党案)の背景とその内容、今後の行方」『労働法学研究会報』, 61(15), 24-38ページ。
- 民主党公開会社法プロジェクトチーム(2010)「公開会社法(仮称)制定に向けて」『別冊商事法務』, 347, 405-407ページ。